

第15章 交流及び共同学習の推進

私たちが目指す社会は、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会である。その実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒がふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切である。障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に活動することは、双方の子供たちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすことになる。

1 交流及び共同学習の推進に関わる規定

平成23年8月に改正公布された障害者基本法では「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定している。

2 学習指導要領における位置付け

幼稚園教育要領、小学校・中学校の学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」としている。

特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領においては、「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の

生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」としている。

3 交流及び共同学習の実際

(1) 交流及び共同学習の形態

ア 校内交流

小・中学校等の中で、特別支援学級と通常の学級とで行う交流及び共同学習

イ 学校間交流

特別支援学校と小・中学校等とで行う交流及び共同学習

ウ 居住地校交流

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住する地域の小・中学校等において行う交流及び共同学習

エ 地域との交流

特別支援学校と地域社会との交流及び共同学習

(2) 実施にあたっての留意点

交流及び共同学習を実施する際は、以下の点に留意する必要がある。

ア 関係者の共通理解

交流する双方の教職員等が、交流及び共同学習の意義やねらいについて十分に話し合い、相手校の環境や、児童生徒の状況を正しく理解し合う。

イ 指導計画の作成

交流及び共同学習を教育課程に位置付け、指導目標、形態、内容、回数、時間、場所、役割等について指導計画を作成し、十分検討する。

ウ 実施と評価

(7) 事前学習

交流先の学校や児童生徒の様子について理解できるようにし、目標や学習内容について確認する。

特に、小・中学校等においては、相手校の教育目標や教育課程、指導内容、障害のある児童生徒への接し方等について理解を深めることが大切

である。

(イ) 学習中

児童生徒等が主体的に活動に取り組むことができるようにする。

事故防止に努め、障害のある児童生徒等に対し、活動が負担過重にならないようにする。

(ロ) 事後学習

児童生徒等の感想や今後行うこと等を話し合い、次回の学習につなげるようにする。

その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切である。

(ハ) 評価

児童生徒の活動場面での変容だけでなく、意識や行動にどのような変容や成長があったのか把握し、総合的に行う。

障害のある児童生徒等については、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に、必要に応じて、交流先の学校名や学級名、実施期間や内容、学習の様子について記載する。

- ・学校教育法施行令の一部改正について平成 25 年 9 月 1 日
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成 25 年 10 月
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）文部科学省初等中等教育局長
平成 28 年 12 月 9 日（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～
文部科学省 平成 29 年 3 月
- ・特別支援学校幼稚部教育要領 平成 29 年 3 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成 29 年 3 月、特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省 平成 31 年 3 月
- ・交流及び共同学習ガイド 文部科学省 平成 31 年 3 月
- ・千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～
令和 4 年 9 月
- ・第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画 第 3 次県立特別支援学校整備計画 千葉県教育委員会 令和 4 年 3 月
- ・第八次千葉県障害者計画 令和 6 年 3 月
- ・「第 4 期千葉県教育振興基本計画」千葉県教育委員会 令和 7 年 3 月

《参考・引用文献》

- ・発達障害者支援法平成 17 年 4 月 1 日施行
- ・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）中央教育審議会平成 17 年 12 月 8 日
- ・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒について（通知）平成 18 年 3 月 31 日
- ・教育基本法平成 18 年 12 月 22 日施行
- ・障害者の権利に関する条約平成 19 年日本国署名
- ・学校教育法等の一部を改正する法律平成 19 年 4 月 1 日
- ・特別支援教育の推進について（通知）文部科学省平成 19 年 4 月 1 日施行
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 平成 19 年 7 月 1 日施行
- ・「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）平成 21 年 2 月 3 日
- ・交流及び共同学習実践ガイド 千葉県総合教育センター平成 21 年 3 月
- ・障害者基本法の一部改正平成 23 年 8 月
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）平成 24 年 7 月
- ・障害者総合支援法平成 25 年 4 月 1 日施行
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律平成 25 年 6 月（平成 28 年 4 月施行）